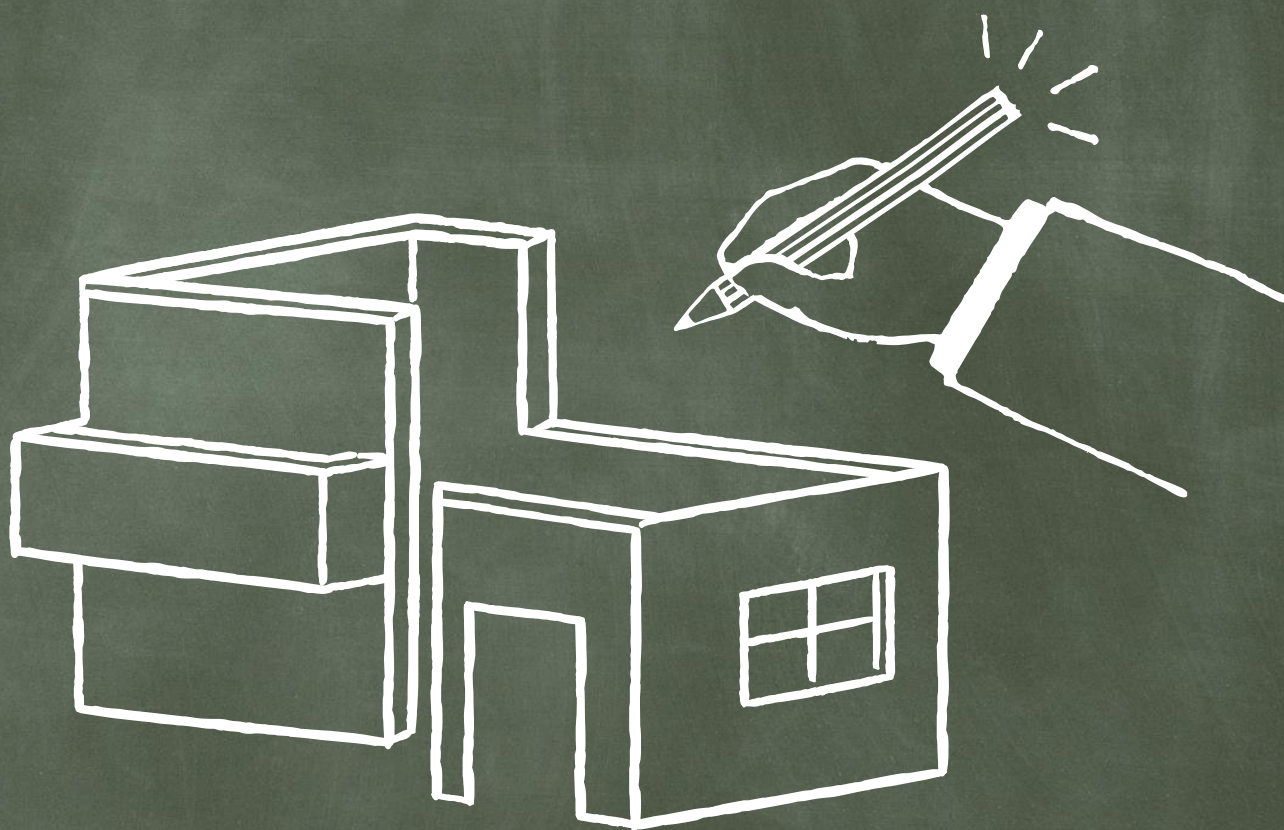
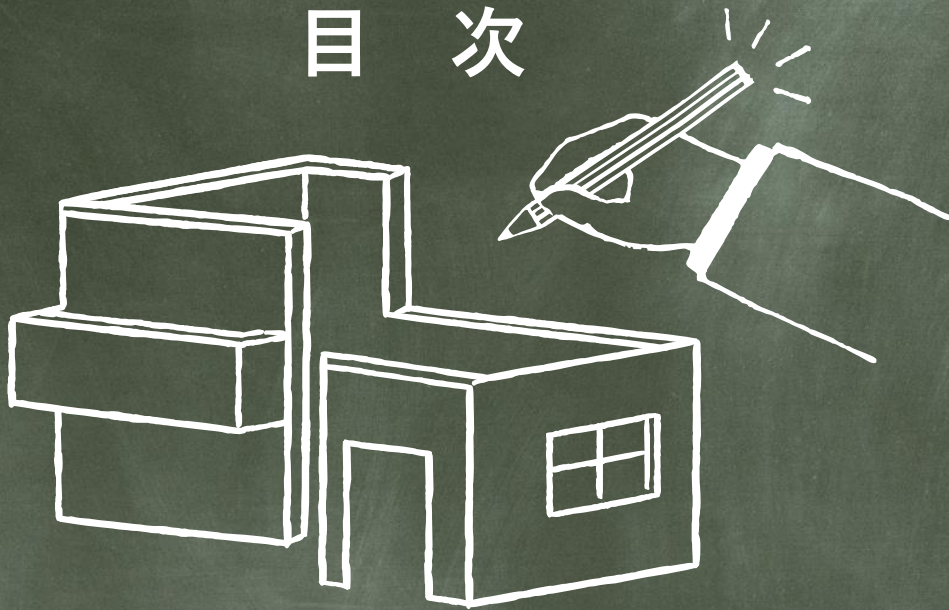


新型コロナウイルスに関する
融資・補助金・助成金のまとめ



SOUSEI

目次



住宅ローンの返済が難しくなった方へ

- 各銀行の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P03
- 住宅金融支援機構(フラット35)・・・・・・・・・・・・・・・・P07
- 一般社団法人全国銀行協会・・・・・・・・・・・・・・・・P09

助成金や補助金に関して

- ①収入が大きく減ってしまったり、仕事を失った場合・・・・・・・・P11
- ②子供が休校で働けない場合・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- ③公共料金などが払えない場合・・・・・・・・・・・・・・・・P22
- ④収入が激減し、学費や仕送りが不安な場合・・・・・・・・P28
- ⑤新型コロナウイルスに感染した場合・・・・・・・・・・・・P31
- 相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P32



新型コロナウイルス感染症拡大による影響で
住宅ローンのご返済にお困りの方へ
各金融機関の対応や、相談窓口を一覧にしました。

各銀行の相談窓口



- 各銀行の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P03
- 住宅金融支援機構(フラット35)・・・・・・・・・・・・・・・・P07
- 一般社団法人全国銀行協会・・・・・・・・・・・・・・・・P09



新型コロナウイルス感染症拡大による影響で
住宅ローンのご返済にお困りの方へ
各金融機関の対応や、相談窓口を一覧にしました。

各銀行のご案内



■南都銀行

<https://www.nantobank.co.jp/>

全店において2020年4月22日より交替制勤務および窓口の昼休業を実施

全ての営業店・エルプラザ・ほけんの窓口（大阪府・兵庫県の店舗は20日(月)から実施済）

※ATMは、窓口の休業時間中も通常どおりご利用いただけます。

・窓口休業時間(昼休業)11時30分～12時30分（詳細はホームページをご参照ください）

■電話相談（平日9:00～17:00 各お取引店）(休日9:00～17:00 ☎0120-710-545)

店舗名	電話番号
本店営業部	0742-27-1572
西大寺支店	0742-33-2511
学園前支店	0742-44-1121
生駒支店	0743-74-1131
郡山支店	0743-52-1121
天理支店	0743-63-1811
桜井支店	0744-42-3355
大淀支店	0747-52-2581
高田支店	0745-52-1621

店舗名	電話番号
香芝支店	0745-77-2881
御所支店	0745-62-5101
橿原支店	0744-22-3601
神宮前支店	0744-22-1614
王寺支店	0745-73-2951
田原本支店	0744-32-8081
五条支店	0747-23-1821
木津支店	0774-72-0651
京田辺支店	0774-62-0002

■休日特別相談窓口を設置する<ナント>エルプラザ（2か所）

・エルプラザ西大寺 ☎0742-52-2010 ・エルプラザ橿原 ☎0744-22-7778

各銀行のご案内

■奈良信用金庫

<https://www.narashin.co.jp/>

営業休止及び営業時間短縮 4月27日(月)～緊急事態宣言期間中

・窓口休業時間(昼休業)11時30分～12時30分 (詳細はホームページをご参照ください)

平日特別相談窓口	電話番号	受付時間
大宮支店 2階会議室	0742-33-1771	9:00～15:00
こども支店 2階会議室	0742-63-3117	9:00～15:00

土曜日特別相談窓口	電話番号	受付時間
富雄支店 2階ローンプラザ	0742-45-3821	9:00～14:00
JR奈良駅前プラザ	0742-26-2101	9:00～14:00

■ARUHI

<https://www.aruhi-corp.co.jp/>

お問い合わせ窓口	電話番号	受付時間
ARUHI カスタマーサポートセンター	0120-353-793	平日 10:00～19:00
		土日祝日 10:00～17:30

■JAならけん

<https://www.ja-naraken.or.jp/>

休日住宅ローン相談会 水曜日以外の平日・日曜日(定休日:水・土・祝日・年末年始)

金橋ローン営業センター ☎0120-039-556 9:00～17:00

店舗名	電話番号	営業時間
かしば支店	0745-77-4021	8:45～15:00
桜井支店	0744-43-7001	8:45～15:00
高田支店	0745-52-3324	8:45～15:00
二上支店	0745-77-4051	8:45～15:00
本支店	0742-27-4032	8:45～15:00

各銀行のご案内

■三井住友銀行

<https://www.smbc.co.jp/>

・お取引店の「お客さま相談課」またはお取引店の「金融円滑化相談責任者」までご連絡ください。

・ローン金融円滑化相談窓口 ☎0120-07-7488



受付時間：平日9：00～17：00、土日・祝日 ※10：00～17：00

店舗名	電話番号
大和王寺支店	0745-73-4561
生駒支店	0743-74-5151
学園前支店	0742-45-8900

店舗名	電話番号
大和郡山支店	0743-54-2401
奈良支店	0742-26-1211
平城支店	0742-71-3951

※ローン契約機の営業時間について、2020年5月15日より一時的に9:00～18:00とさせていただきます。

■紀陽銀行

<https://www.kiyobank.co.jp/>

・窓口休業時間(昼休業)11時30分～12時30分 (詳細はホームページをご参照ください)

相談窓口	電話番号	平日電話受付時間
高田住宅ローンセンター	0745-53-3541	9：00～17：00
富田林住宅ローンセンター	0721-23-3318	
江坂住宅ローンセンター	06-6339-2567	
守口住宅ローンセンター	06-6992-1611	

・設置期間:2020年4月10日～2020年9月30日

■りそな銀行

<https://www.resonabank.co.jp/>

・営業時間の変更 平日9：00～15：00 (詳細はホームページをご参照ください)

資金繰り等のご相談については閉店後17:00までお電話で対応いたしますのでお取引店までご連絡ください。

・住宅ローンご返済相談コール ☎0120-61-3989 (平日、土日・祝日 9：00～17：00)

店舗名	電話番号
香芝支店	0745-76-6331
橿原支店	☎44-22-3501

店舗名	電話番号
大和郡山支店	0743-53-8901
学園前ローンプラザ	0742-45-6411

各銀行のご案内

■近畿労働金庫

<https://www.rokin.or.jp/>

- ・「休日相談会」および「平日時間外のローン相談（15:00～19:00）」の中止について
新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、「休日相談会」
および「平日時間外のローン相談」を中止しています。

今後、再開が決定次第、ホームページにてご案内させていただきます。

- ・お客さまセンター ☎0120-191-968 受付時間:平日9:00～17:00(土日・祝日は除く)

店舗名	電話番号
高田支店	0745-53-2211
桜井支店	0744-45-0123
大和郡山支店	0743-53-8581

店舗名	電話番号
奈良支店	0742-36-2100
堺支店	072-222-0116
八尾支店	072-992-7201

■三菱UFJ銀行

<https://www.bk.mufg.jp/>

- ・住宅ローンに関するご相談窓口
電話によるご相談（受付時間：9:00～17:00 [銀行休業日を除く]）
- ・住宅ローンご返済相談受付ダイヤル ☎0120-013-485

店舗名	電話番号
大和王寺支店	0745-73-3801
大和高田支店	0745-52-5601
橿原支店	0744-22-5252

店舗名	電話番号
近鉄学園前支店	0742-46-2511
奈良支店	0742-26-3030
大和郡山支店	0743-52-3301

■みずほ銀行

<https://www.mizuhobank.co.jp/retail/index.html>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い営業時間の短縮・休止等を行っています。

2020年4月1日～5月31日までの間休日相談会・平日夜間相談会の中止

店舗名	電話番号
学園前支店	0742-49-8201
西大寺支店	0742-33-1211

店舗名	電話番号
奈良支店	0742-24-1211
生駒支店	0743-75-0211

住宅金融支援機構(フラット35)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し返済が大変になった。

返済特例

返済期間の延長など

- ・毎月の返済額を減らすことができます。
- ・毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

しばらくの間、返済額を減らして返済したい

中ゆとり

一定期間、返済額を軽減

- ・お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。
- ・減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。

ボーナス返済が負担になっている

ボーナス返済の見直し

- ・毎月の返済額を減らすことができます。
- ・毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

返済特例の概要 ※対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方

①経済事情や病気等※1の事情により返済が困難となっている方

②以下の収入基準のいずれかを満たす方

- (1) 年収が機構への年間総返済額の4倍以下
- (2) 月収が世帯人数×64,000円以下
- (3) 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合※2が20%以上

年収	300万円未満	300万円以上	400万円以上	700万円以上
		400万円未満	700万円未満	
返済負担率	30%	35%	40%	45%

③返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方

さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した方※2

返済期間の延長※3

（最長15年※4 完済時の年齢上限は80歳）

返済期間の延長※3（最長15年※4、完済時の年齢上限は80歳）

元金据置期間の設定（最長3年※4）

※1 「経済事情」とは、倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減による減収などが該当します。また、自営業の方は、業績不振による倒産・廃業、受注減や売上減による減収などが該当します。「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の発症による介護などによる減収・支出増が該当します。

※2 収入減少割合の計算は、原則として次の式によりますが、直近の収入見込み等による審査が可能な場合もございますので、ご相談ください。

$$\frac{(\text{前々年の収入額} - \text{前年の収入額})}{\text{前々年の収入額}} \times 100 (\%)$$

※3 融資の種別、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を超えて延長することをいいます。

※4 過去に返済特例をお受けになられたお客さまにつきましては、過去に適用された延長期間（元金据置期間）と合わせて最長15年（最長3年）となります。

住宅金融支援機構(フラット35) 手続きの流れ

手続きの流れ

1

ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）または住宅金融支援機構各支店にご相談ください。

- お客様の状況、ご希望についてご相談ください。
- おすすめの返済方法変更メニューをご提案し、返済予定額をご説明します。
- 返済方法変更の申請・契約に必要な書類等の説明を受けてください。

2

ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）に返済方法変更の申請をしていただきます。

ご提出いただく書類

- 申請書
- ご本人（連帯債務者を含む。）の前年及び前々年の公的な収入証明書（ご提出が難しい場合は、ご相談ください。）
- その他金融機関から提出をお願いする書類

3

金融機関と機構で、適用が可能かどうかの審査をいたします。その結果を金融機関よりご連絡いたします。

- この審査は一定の時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

4

（適用が可能である場合）返済方法変更の契約を締結します。

ご提出いただく書類

- 金銭消費貸借契約の変更契約証書
- 印鑑証明書
- その他金融機関から提出をお願いする書類

■ご注意

- 返済方法変更のご利用に当たっては、返済方法変更中及び変更期間終了後についてご返済の継続が可能であることを確認させていただきます。
審査の結果、お客様のご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 返済期間の延長につきましては、毎月の返済額が少なくなることにより毎回のご返済の負担は軽減されます。しかしながら、返済期間を延長することにより利息負担額が増加し、その結果、総返済額は増加します。そのため、返済期間の延長を行った後に、お客様のライフサイクルに応じて家計にゆとりができた場合などには、いったん延長した返済期間を短縮することで、総返済額を抑えることができます。
詳しくは、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にお申し出下さい。
- 【フラット35】（保証型）の返済方法の変更については、ご返済中の金融機関（融資のお申込み先の金融機関）にご相談ください。

■機構への返済の他にも返済を抱え、お困りの方へ

機構の返済方法の変更を行っても、他にも返済を抱え返済の継続が難しいと思われる方は、個人版民事再生法※の適用について、弁護士など法律の専門家にご相談ください。

※ 個人版民事再生法とは、裁判所を通じて、負債を整理しながら生活を再建するための手続きを行うものです。
詳しくは、弁護士など法律の専門家にご相談ください。

一般社団法人全国銀行協会

■みずほ銀行 ■三菱UFJ銀行 ■三井住友銀行 ■りそな銀行 ■埼玉りそな銀行

■みずほ信託銀行 ■三井住友信託銀行 ■新生銀行 ■あおぞら銀行 ■農林中央金庫

全銀協会員行（正会員）の新型コロナウイルスに関する対応状況をまとめています。（随時更新）
詳しくはこちらからご確認ください。

次のような事例でお困りの方は、お取引銀行にお問い合わせください。

- ・当面の資金繰りに不安がある。
- ・融資の返済条件について相談したい。
- ・新型コロナウイルスの影響で資金が必要となった。
- ・支店に行けない家族の代理で銀行の手続きをしたい。等



なお、全国銀行協会のウェブサイトでは、新型コロナウイルスに関する
会員行の取組みを紹介しています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/covid19-jbamembers/>

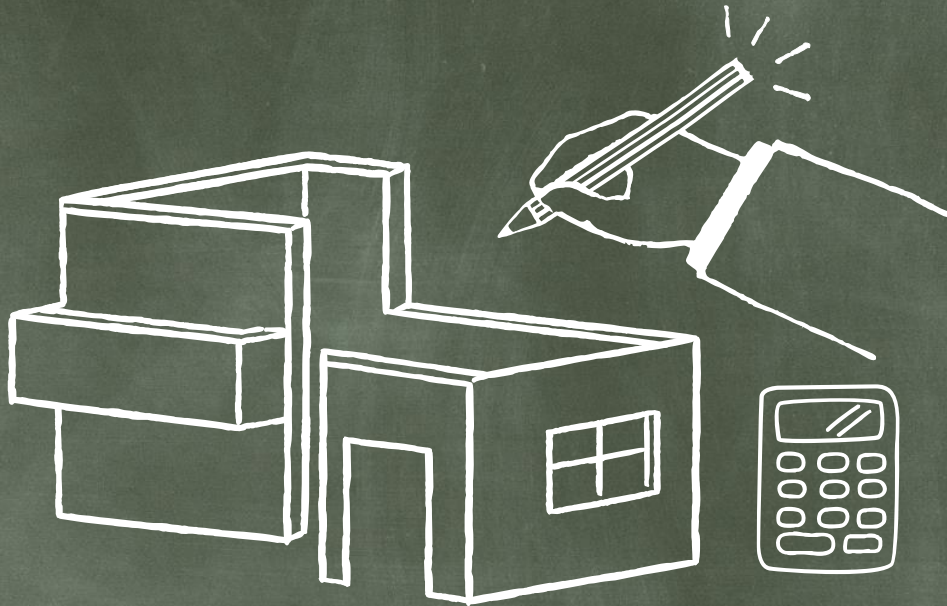
	中小企業向け融資に関する相談窓口	カウンセリングサービス（要予約）
対象	新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、 またはその恐れがある中小企業の方	新型コロナウイルスの流行の影響により、住宅ロー ンやカードローン等の返済にお困りの個人の方
受付時間	月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 午前9時～12時、午後1時～5時	予約受付 月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 午前9時～午後5時 相談時間 月・火・木曜日 午前10時～12時、午後1時～5時 水・金曜日 午前10時～12時、午後1時～7時
電話番号	050-3385-6091	050-3540-7553

1

「収入が大きく減ってしまった…」

「仕事を失った…」

そんな時に役立つ支援は？



- 特別定額給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- 持続化給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
- 緊急小口資金・総合支援資金・・・・・・・・・・・・・・・・P13
- 生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 子育て世帯への臨時特別給付金・・・・・・・・・・・・P15
- 期限付き酒類小売業免許・・・・・・・・・・・・・・・・P16

1 特別定額給付金

新型コロナウイルスによって影響を受けた家計への支援策である、国民1人一律10万円
の特別定額給付金の支給が開始されました。

給付対象者と受給権者

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記録されている者
給付金額	給付対象者お一人につき10万円
受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主

特別定額給付金の申請方法

市区町村からの申請書が必要!

申請書を待たずにできる!

📮 郵送で申請する

市区町村から受給権者宛に郵送された

申請書に振込先口座を記入し、

振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しと

ともに市区町村へ郵送

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply>

📺 オンラインで申請する

(マイナンバーカードをお持ちの方)

「マイナポータル」にアクセス

申請内容を入力し、

振込先口座の確認書類をアップロードして、

マイナンバーカードによる電子署名で本人確認

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/online.html>

特別定額給付金の受付及び給付開始日

申請期限は、郵送方式の申請受付開始日から

3ヶ月以内

支給申請の受付開始は、居住市区町村ごとに異なります。

詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

特別定額給付金コールセンター

☎️ **0120-260020** ※対応時間:9:00~18:30

給付金に関する具体的な手続き等は総務省ホームページをご確認ください。

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/>

1 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等 **200万円**

個人事業者等 **100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付金の申請期間

令和2年5月1日(金)から**令和3年1月15日(金)**まで

電子申請の送信完了の締め切りが、**令和3年1月15日(金)の24時**までとなります。

給付は、申請後、通常2週間程度(登録の銀行口座に振込)

給付対象の主な要件

※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - 1.資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - 2.上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

詳細は、**申請要領等**をご確認下さい。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570

受付時間 ■5月・6月(全日)8:30～19:00 ■7月(日曜日～金曜日)8:30～19:00(土祝日を除く)
■8月以降(日曜日～金曜日)8:30～17:00(土祝日を除く)

1 緊急小口資金・総合支援資金(生活費)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業し生活資金でお悩みの皆さまへ

緊急小口資金(一時的な資金が必要な方・休業された方)

【対象】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持の為の貸付を必要とする世帯

【内容】 少額費用の貸付

【貸付上限額】 ■学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内
■その他の場合10万円以内

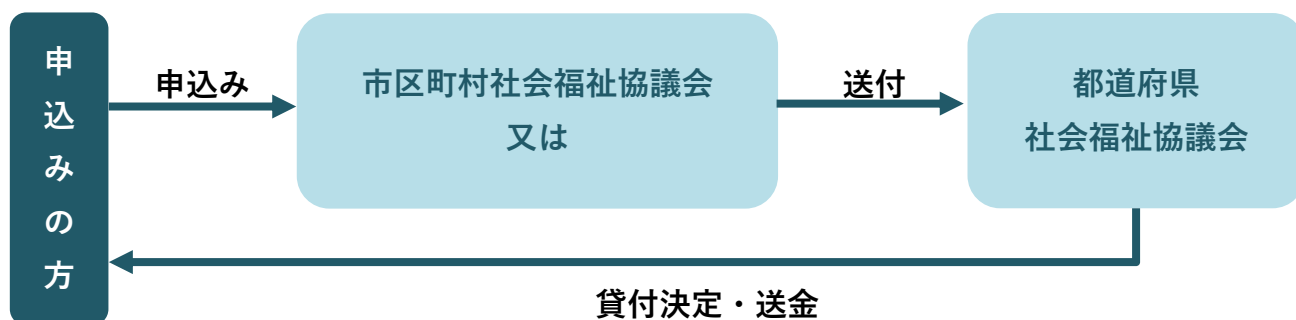
総合支援金(生活の立て直しが必要な方・失業された方等)

【対象】 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯

【内容】 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付

【貸付上限額】 ・2人以上 月20万円以内
・単身 月15万円以内

貸付手続きの流れ



■一般的なお問い合わせは相談コールセンター

☎0120-46-1999 9:00~21:00(土日・祝日含む)

■お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会又は労働金庫

※ 郵送でのお申込みもできます。



※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧(名簿)”として市区町村社協HPを掲載しております。QRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

1 生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

どのような方が生活保護を受けられるか

生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。

※以下のような状態の方が対象となります。

- ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。

※不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。

- ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
- ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。

※保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会します。

その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。

※必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。



生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、

詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

■手続きの流れ

- ・ お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- ・ 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- ・ 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

■生活保護の受給開始後

- ・ 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- ・ 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- ・ 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- ・ また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- ・ 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます。（一部の自治体を除く）

ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

1 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

【対象者】

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含みます。

【支給額】

対象児童1人につき、**1万円**

令和2年3月31日時点での居住市町村から支給されます。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

※令和2年4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

【申請手続き】

原則、申請は不要です。

対象の方には、令和2年3月31日時点での居住市町村からお知らせいたします。

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請して下さい。

お問い合わせ先

令和2年3月31日時点（新高校1年生については令和2年2月29日時点）の
居住市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

制度全般については内閣府子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター（5月上旬より）

1 期限付き酒類小売業免許

在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ

収入が減った人の中には、飲食店を営む方もいるかと思えます。

店内で飲食する人が減る中、テイクアウトのサービスを始めたものの、酒を販売する免許のない店を支援するため、国税庁は期限付きの酒の小売業免許を新たに設けました。

酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする方（以下「料飲店等」といいます。）が、自らの料飲店等で提供している酒類を、来店客の自宅等での消費のための持ち帰り（テイクアウト）用に販売するためには、酒類小売業免許が必要です。今般の新型コロナウイルス感染症に関連して飲食業界が大きな影響を受けている中、これに基因して料飲店等が酒類小売業免許を取得しようとする場合については、申請手続の簡素化・免許処理の迅速化を図る観点から、一般の酒類小売業免許とは別に、新たに「期限付酒類小売業免許」を設け、これを付与することとします。

6 か月限定で酒販売の免許

【措置の概要】

- 料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与します。
- 令和2年6月30日（火）までに提出のあった免許申請書に限ります。
- 免許には、免許付与から6か月間の期限が付されます。
- 自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件とします。

申請の受付は飲食店が所在する地域を管轄する税務署です。

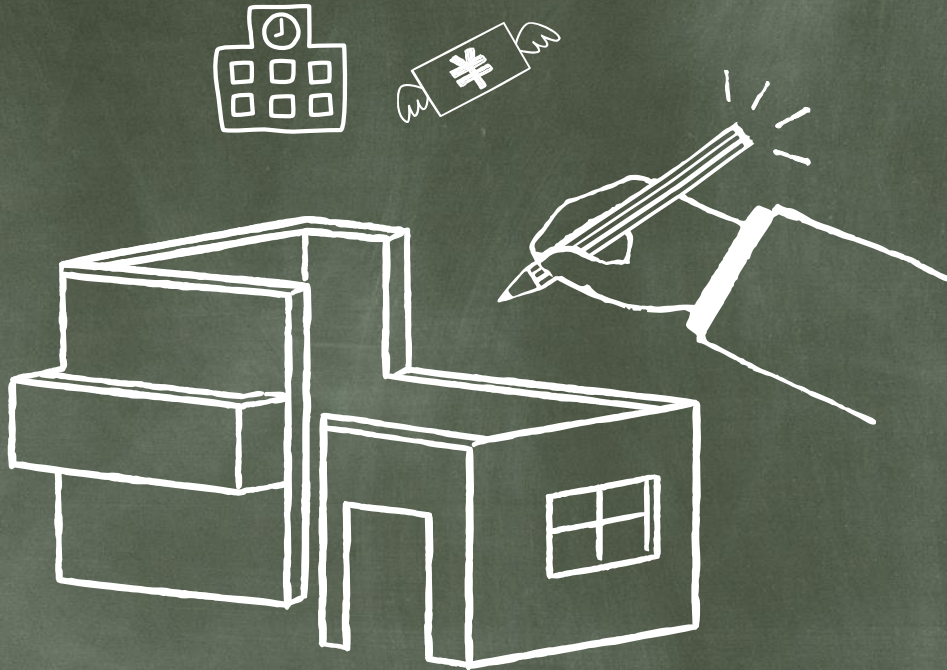
詳しくは、税務署にお問い合わせください。

申請書類など <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm>

地域を管轄する税務署 <https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/sake/info/info.htm>

2

「子供が休校で働けない…」
そんな時に役立つ支援は？



- 小学校休業等対応支援金 P18
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 P19

2 小学校休業等対応支援金

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための助成金が創設されています。

小学校等の臨時休業によって働けなくなった時の手当(委託を受けて個人で仕事する方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者へ支援金が支給されます！

【対象】 1.保護者であること。

2.①又は②の子供の世話をを行うこと。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業をした小学校等に通う子供

②新型コロナウイルスに感染症又は、風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子供

3.小学校の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること。

4.小学校の臨時休業等の期間において、子供の世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことが出来なくなったこと。

【支給額】 就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

【適用日】 令和2年2月27日～6月30日※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く

【申請期間】 令和2年9月30日まで

支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金相談コールセンター

☎**0120-60-3999** 9:00～21:00(土日・祝日含む)

申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

※申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。

〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

2 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

■企業で働く方向け

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	平常時	特例措置
・1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒ 5枚/人
・1ヶ月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒ 120枚/家庭
・年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒ 上限なし

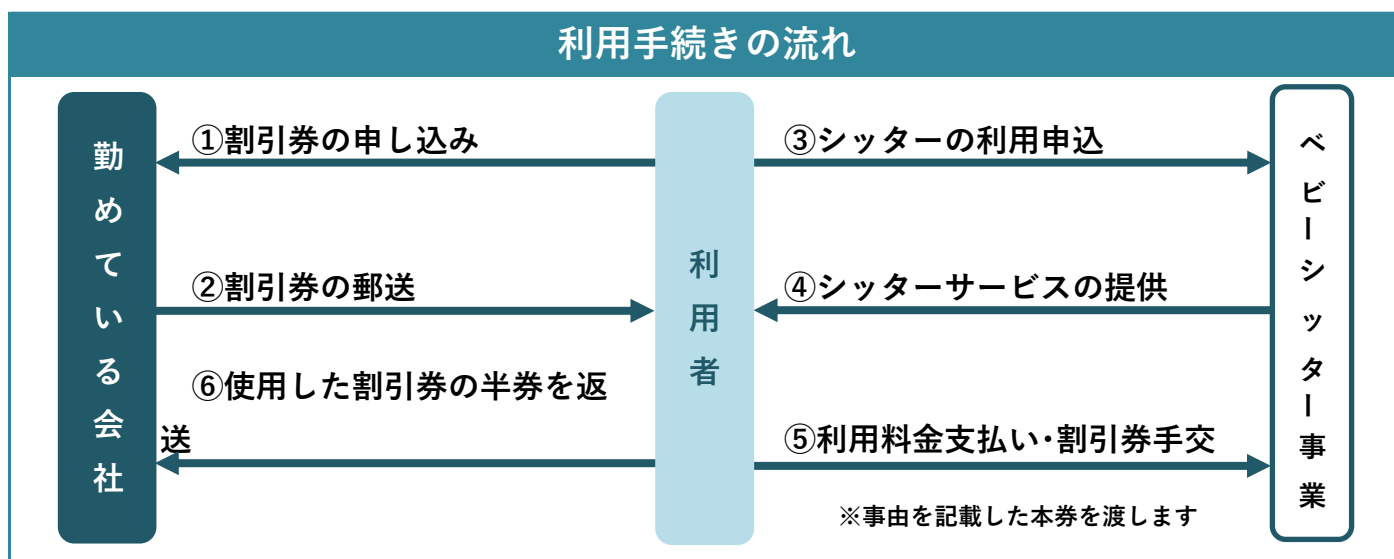
【対象者】 下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

【利用手続き】

- ①勤めている会社の福利厚生等の担当者に対して、必要な枚数を申し込みます。
- ②会社から割引券を受け取ります。
- ③ご自身でベビーシッター事業者を利用申込みを行います。
※全国保育サービス協会から認定を受けているものに限りです。
- ④ベビーシッターの派遣を受けてサービスを利用します。
- ⑤利用料金の支払いの際に必要な事項を記入した割引券の本券をシッターさんに手渡します。
- ⑥割引券の半券を勤めている会社に返却します。

利用手続きの流れ



詳細は、全国保育サービス協会のホームページにてご確認ください。

2 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

■個人で就業されている方向け

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	平常時	特例措置
・1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒ 5枚/人
・1ヶ月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒ 120枚/家庭
・年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒ 上限なし

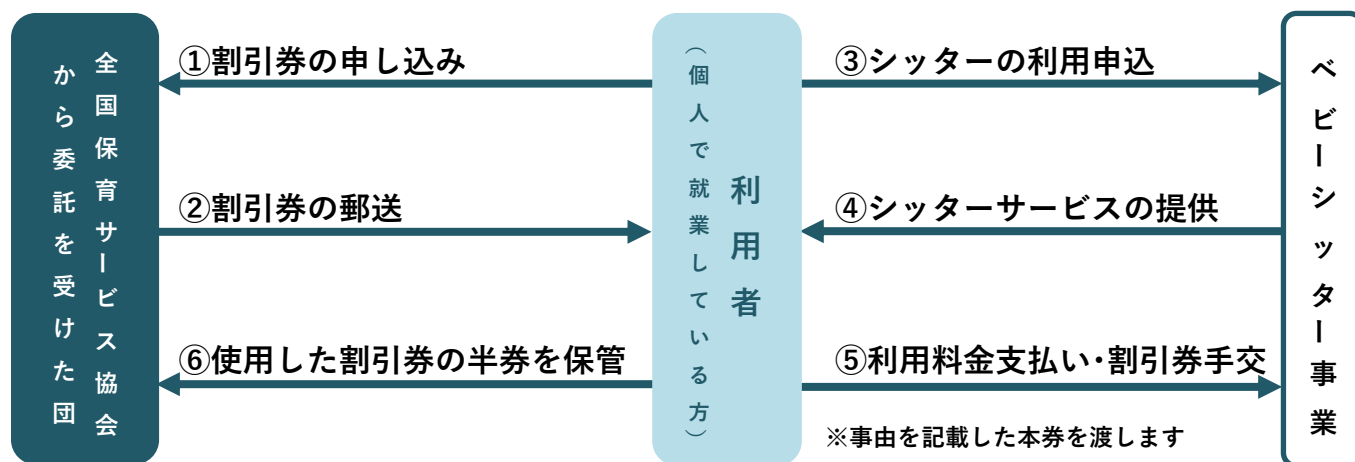
【対象者】 下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

- ①個人で仕事をしている（自営業、フリーランスなど）
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

【利用手続き】 ※身分証と仕事内容の確認があります。

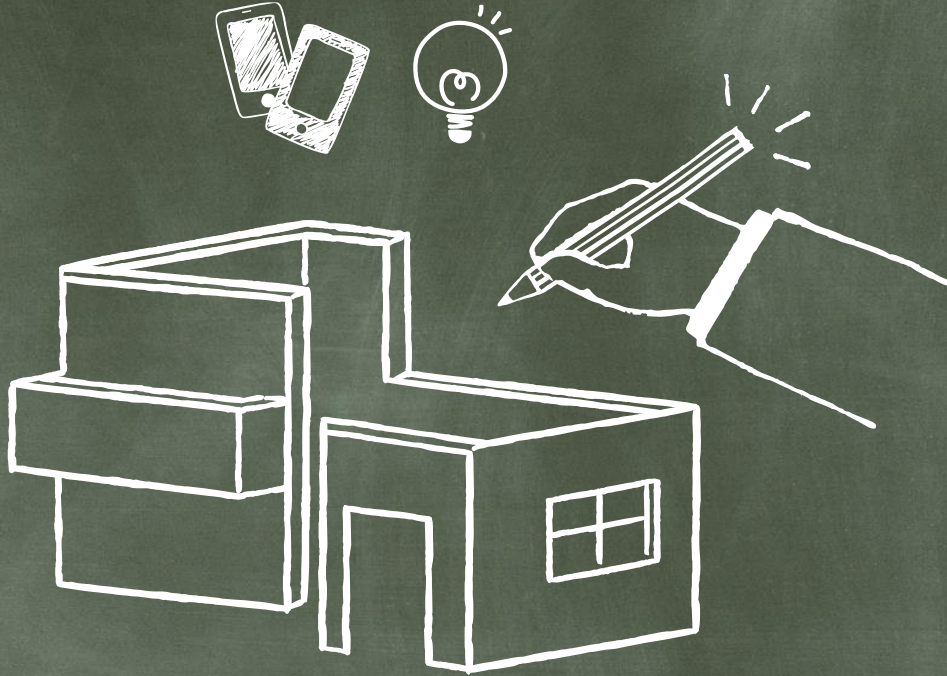
- ①全国保育サービス協会から委託を受けた団体に対して、必要な枚数を申し込みます。
- ②郵送されてくる割引券を受け取ります。
- ③ご自身でベビーシッター事業者を利用申込みを行います。
※全国保育サービス協会から認定を受けているものに限りです。
- ④ベビーシッターの派遣を受けてサービスを利用します。
- ⑤利用料金の支払いの際に必要な事項を記入した割引券の本券をシッターさんに手渡します。
- ⑥割引券の半券を利用者自身で保管してください。

利用手続きの流れ



詳細は、全国保育サービス協会のホームページにてご確認ください。

3 「公共料金などが払えない…」 そんな時に役立つ支援は？



- 水道光熱費等の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
- 生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・P26

3 水道光熱費等の猶予

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な方

電気料金の支払い期限の延長

【対象】新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた者（生活福祉資金貸付制度）で、一時的に電気料金の支払いが困難な方

【内容】支払期限の延長

【連絡先】契約されている電力会社

【参考】経済産業省ホームページをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

ガス料金の支払い期限の延長

【対象】新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた者（生活福祉資金貸付制度）で、一時的にガス料金の支払いに困難になった方

【内容】支払期限の延長

【連絡先】契約されているガス会社

【参考】経済産業省ホームページをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

水道料金の支払い期限の延長

【対象】新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方

【内容】支払期限の延長

【連絡先】お住いの市区町村の水道局

【参考】水道局ホームページをご確認ください。

<https://www.kashiba-jyogesuidou.nara.jp/>

3 水道光熱費等の猶予

各市町村 新型コロナウイルス感染症対策（水道料金免除）について

【免除あり】高田市、奈良市、橿原市、

【猶予・要相談】香芝市、葛城市、王寺町、平群町

【検討中】上牧町、河合町、三宅町、広陵町

■大和高田市 → 水道基本料金免除あり 水道料金の「基本料金」を2か月分減免。

【対象者】市内の全給水契約者（事業所含む）

※4月、5月使用分（6月検針）及び5月、6月使用分（7月検針）

【免除額】口径13mmの場合484円/月×2か月分→0円

口径20mmの場合594円/月×2か月分→0円

【事業費】約3,500万円（5月臨時議会に提案。）

※免除の申請は、不要。

【問合せ先】大和高田市水道総務課 ☎0745-52-1367 ・8:30～17:15（土日祝日除く）

■奈良市 → 水道基本料金免除あり 水道料金の「基本料金」を2か月分減免。

今回の減免については、申請は不要。

【水道料金が減免となる月】

令和2年7月請求分と令和2年8月請求分

令和2年5月分と令和2年6月分の水道料金が対象となります。

ただし、毎月検針の方は令和2年6月分と令和2年7月分が対象となります。

※一般家庭で1か月あたり20立方メートルを使用した場合（税込み）

	(減額前)	(減額後)	(減額)
口径13mm	2,728円	1,705円	△1,023円
口径20mm	3,509円	1,705円	△1,804円
口径25mm	4,290円	1,705円	△2,585円

【問合せ先】奈良市企業局 庁舎内 お客さまセンター

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 ☎0742-35-6825

営業時間 平日8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）

3 水道光熱費等の猶予

各市町村 新型コロナウイルス感染症対策（水道料金免除）について

■ 橿原市 → 水道基本料金免除あり 水道料金の「基本料金」を4か月間全額免除。

【対象期間】

奇数月検針の方は、7月～8月の使用分(9月検針分)及び9月から10月の使用分(11月検針)

偶数月検針の方は、8月～9月の使用分(10月検針分)及び10月から11月の使用分(12月検針分)

	(減額前)	(減額後)	(1か月差額)	(2か月減額金額)	(4か月減額金額)
口径13mm	270円	0円	△270円	△540円	△1,080円
口径20mm	370円	0円	△370円	△740円	△1,480円
口径25mm	420円	0円	△420円	△840円	△1,680円

【問合せ先】 橿原市上下水道部 お客さまセンター ☎0744-27-4411 ・ 8:30～17:15

■ 香芝市 → 支払い猶予有

3月検針～5月検針分の水道料金については支払猶予を設ける(詳細は個別に要相談)
免除も前向きに検討中(現状詳細等は未定)→決定次第HP、広報に記載。

■ 王寺町 → 支払い猶予有(期間等詳細は個別に要相談)

今後の対策、方針が固まり次第HPに記載。

■ 河合町 → 免除検討中(現状詳細等は未定)

今後の対策、方針が固まり次第HPに記載。

■ 三宅町 → 方針未確定の為、水道料金免除等なし→今後、他市町村の様子をみながら
検討の可能性あり。

■ 平群町 → 支払い猶予を設ける(期間等詳細については個別に要相談)

今後の対策、方針固まり次第HPに記載。

■ 広陵町 → 免除、減免の方向で前向き検討中(現状詳細等は未定)

今後の対策、方針固まり次第HPに記載。

■ 葛城市 → 支払い猶予を設ける(期間等詳細については個別に要相談)

免除等は特に予定なし。

■ 上牧町 → 免除、減免については検討中。

3 水道光熱費等の猶予(携帯電話料金)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、携帯電話料金等のお支払いを期限までに行うことが困難となっている方

携帯料金等の支払い期限の延長（ドコモ）

【内容】 お支払い期限が2020年2月末日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合、2020年5月末日までお支払い期限を延長します。

【連絡先】 株式会社NTTドコモ

https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2020/03/19_00.html

■25歳以下の「1GB追加オプション」および「スピードモード」を50GBまで無償化

https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/200403_00.html

携帯料金等の支払い期限の延長（KDDI）

【内容】 お支払い期限が2020年2月25日以降となっている料金について、お客さまからのお申し出があった場合に、2020年6月末日までお支払い期限を延長します。

【連絡先】 KDDI株式会社

<https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/03/19/4339.html>

■学生（25歳以下）のデータ使い放題プランの割引

<https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/04/07/4369.html>

携帯料金等の支払い期限の延長（ソフトバンク）

【内容】 支払期限が2020年2月末日以降の料金について、お客さまからのお申し出があった場合2020年5月末日まで支払期限を延長します。

【連絡先】 ソフトバンク株式会社

https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200319_01/

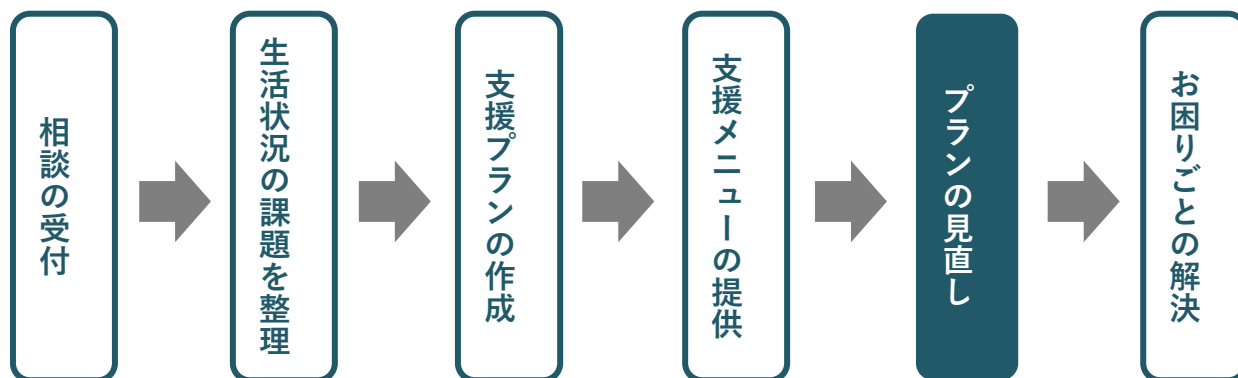
■25歳以下の“ソフトバンク”と“ワイモバイル”の利用者へ50GBの追加データを無償提供

https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200403_01/

3 生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

■相談の流れ（自立相談支援事業）



■支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

一時生活支援

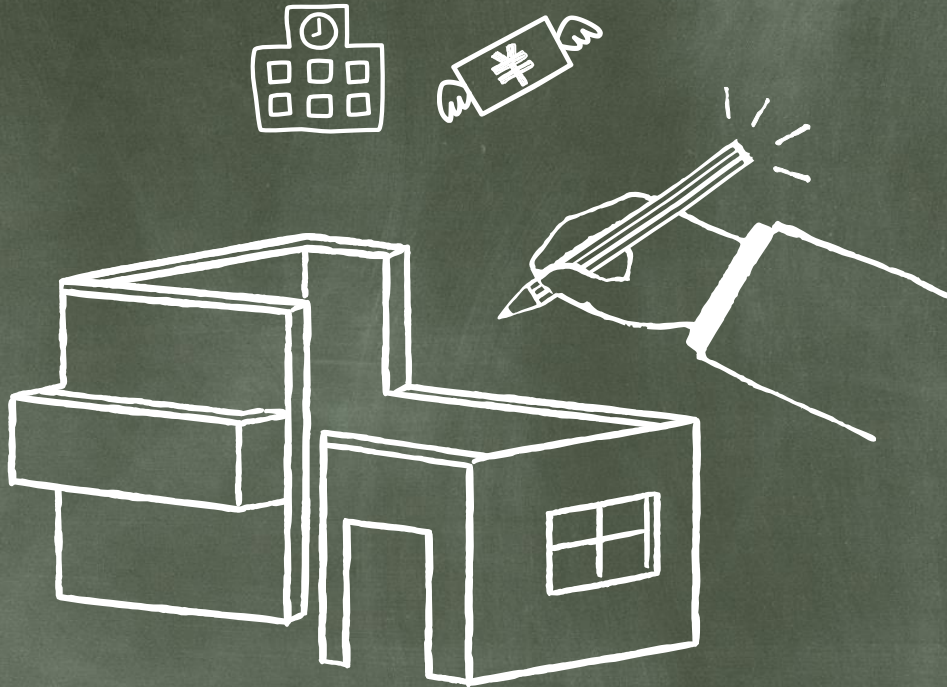
- 住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。

ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。

4

「収入が激減し授業料が払えない…」

そんな時に役立つ支援は？



■ 修学支援新制度 P28

4 修学支援新制度

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家計が急変した学生、短大生などには、授業料の減免や給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。

給付型奨学金

【対象】 予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

※ すでに大学等に在学している人が対象です。

【連絡先】 日本学生支援機構 奨学金相談センター 570-666-301 9:00～20:00（月～金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

貸与型奨学金

【対象】 現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、次により奨学生として採用します。

【連絡先】 日本学生支援機構 奨学金相談センター 570-666-301 9:00～20:00（月～金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

授業料減免

【対象】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象）

【内容】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の授業料・入学金の免除または減額

【連絡先】 お住いの地域の教育委員会や通学されている学校

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の免除、減額及び猶予

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者

【内容】 各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等

【連絡先】 お住いの地域の教育委員会や通学されている学校

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

4 修学支援新制度

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家計が急変した学生、短大生などには、授業料の減免や給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。

私立学校における入学料等の免除、減額及び猶予

【対象】 今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者

【内容】 各私立学校において学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応

【連絡先】 通学されている学校

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給

【対象】 家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい者、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者

【内容】 就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について以下の点に配慮すること。

- ・ 家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。
- ・ なお必要に応じて国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

【連絡先】 お住いの地域の教育委員会や通学されている学校

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる者

【内容】 申請期間を延長

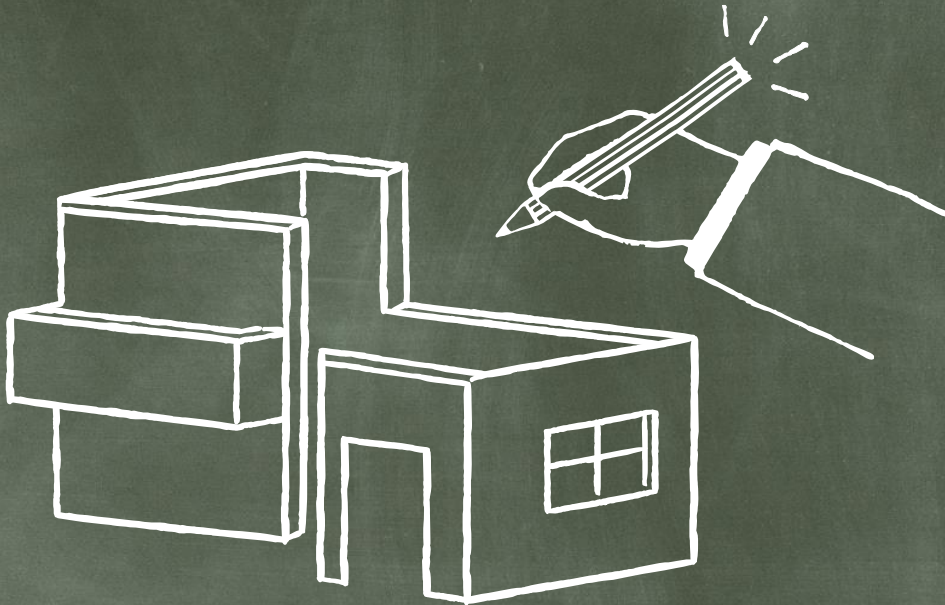
【連絡先】 お住いの地域の教育委員会や通学されている学校

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

5

「新型コロナウイルスに感染した…」

そんな時に役立つ支援は？



■傷病手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31

5 傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も利用することができます。

- ・自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
- ・発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

■支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと

※ 業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。

② 4日以上仕事を休んでいること

※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。

※ 待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

■支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間

※ 1年6か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

■1日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の

30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

$$\text{支給総額} = \left(\text{直近12月間の標準報酬月額の平均額の30分の1} \right) \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

●支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。

※国民健康保険に加入されている方について

市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、
各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

仕事について相談したいとき

●ハローワーク【TEL:最寄りのハローワークにおかけください】

仕事をお探しの方は、お近くのハローワークにご相談ください。求人情報は、ハローワークインターネットサービスでも探すことができます。また、職業紹介等は電話で相談できます。あわせて、来所した方で住居・生活支援に関する支援が必要な方には、支援制度のご案内など、必要な相談も受け付けます。

労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

●特別労働相談窓口等【TEL:最寄りの窓口におかけください】

各都道府県労働局に「特別労働相談窓口」を設置しております。
新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。
また、内定取消しや入職時期繰下げにあわれた皆様のため、新卒応援ハローワークに「新卒者内定取消等特別相談窓口」を設置しています。来所しなくても電話で相談できます。

心の健康について相談したいとき

●精神保健福祉センター等【TEL:最寄りのセンターにおかけください】

保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等により、コロナのことが不安で眠れない、子どもの世話でストレスがたまるといったお悩みの相談を受け付けます。

●働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メールや電話により、メンタルヘルス不調、過重労働により体調を崩したといった健康相談を受け付けます。

DVや子育ての悩みについて相談したいとき

●DV相談ナビ【TEL:0570-0-55210】

配偶者や恋人からの暴力（DV）の悩みについて、最寄りの相談窓口にご相談できます。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず、お電話ください。

生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

●よりそいホットライン等（電話等による相談）【TEL:0120-279-338】

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。
（ご相談の例）・暮らしの悩みごと・悩みを聞いて欲しい方、DV・性暴力などの相談をしたい方、
外国語による相談をしたい方など

●SNS等による相談

LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。